

証券コード 3988
2026年10月13日
(電子提供措置の開始日 2026年10月6日)

株 主 各 位

名古屋市東区代官町35番16号
株式会社 **SYSホールディングス**
代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.syshd.co.jp/jp/ir/library.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「招集通知」の欄にある「第13回定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SYSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3988」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年10月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール
（昨年と開催場所が異なります。）
ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第13期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず法令及び定款第18条の規定に基づき、次の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。なお、当該書面につきましては、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年10月27日（火曜日）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年10月27日（火曜日）午後6時必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年10月28日（水曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

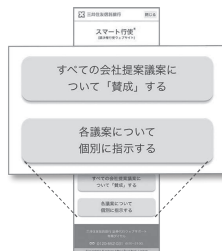
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

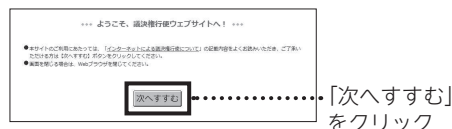
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

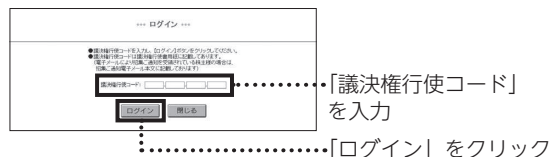
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

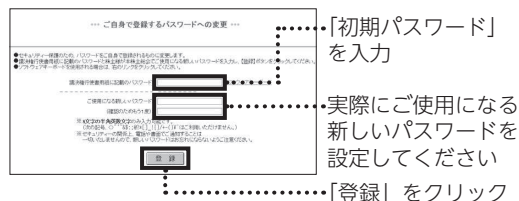
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8.0円
総額 84,653,688円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査等委員会から全候補者において適正であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	すずき ひろのり 鈴木 裕紀 (1964年11月28日生) [所有する当社株式の数] 3,937,051株	1986年 4 月 株式会社シスコン (現株式会社C I J ネクスト) 入社 1991年 1 月 株式会社エスワイシステム設立 代表取締役社長 2004年 1 月 上海裕日軟件有限公司 法人代表董事長 2005年 2 月 中部アイティ協同組合 代表理事 2006年 3 月 西安裕日軟件有限公司設立 法人代表董事長 2011年 2 月 株式会社S Y I 設立 代表取締役社長 2011年 8 月 SYS Vietnam Co., Ltd.設立 Representative Director 2012年 4 月 PT.SYS INDONESIA設立 Komisaris (現任) 2012年 5 月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年 3 月 株式会社エスワイシステム 代表取締役会長 2013年 8 月 当社設立 代表取締役会長 2013年12月 上海裕日軟件有限公司 董事 2014年 1 月 西安裕日軟件有限公司 董事 2014年 9 月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2015年 4 月 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長執行役員 2022年10月 同社 取締役会長 (現任) 2025年12月 株式会社MTG 社外取締役 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 鈴木裕紀氏は、当社グループの創業者であり、当社グループの業績拡大を牽引してきた実績と、経営における豊富な経験、幅広い知見を有し、2013年からは当社の代表取締役として、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	ごとう だいすけ 後藤 大祐 (1977年3月24日生) [所有する当社株式の数] 53,713株	2001年4月 株式会社エスワイシステム入社 2007年8月 同社 取締役中部事業部長 2010年10月 同社 取締役管理本部長兼経営企画室長 2012年1月 西安裕日軟件有限公司 監事 2012年5月 上海裕日軟件有限公司 監事 2013年3月 株式会社エスワイシステム 常務取締役経営統括本部長 2013年7月 株式会社アグリッド（現株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー）設立 監査役 2013年8月 当社設立 常務取締役 管理本部長 2013年11月 株式会社エスワイシステム 常務取締役管理本部長 2016年4月 上海裕日軟件有限公司 董事 2018年10月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 管理本部長 2021年10月 当社 取締役専務執行役員 管理本部長（現任） 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理本部長（現任） 2022年11月 株式会社ネットパーク21 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 （現任） 株式会社アイガ 取締役（現任）
	(取締役候補者とした理由) 後藤大祐氏は、財務・会計、人事・労務における、豊富な経験と幅広い知見を活かし、管理本部長として、業務効率化や社内の組織改革、内部統制強化を推進するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、管理業務全般の業務革新や内部統制の強化に対する貢献が期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	たまもと しんや 玉本 真也 (1974年10月26日生) [所有する当社株式の数] 54,344株	1997年 6 月 株式会社日本リサーチ研究所 入社 1999年 4 月 株式会社エヴァクフリーン 入社 2001年 7 月 株式会社ツーハンド 入社 2005年 1 月 株式会社エスワイシステム 入社 2018年 4 月 同社 関西事業本部長 2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 執行役員 関西事業本部長 2020年 8 月 同社 取締役執行役員 関西事業本部長 2021年 6 月 株式会社 S Y I 取締役 (現任) 2021年10月 当社 取締役 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 関西事業本部長 2022年10月 同社 代表取締役社長執行役員 (現任) 2022年11月 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director (現任) 株式会社アシック 代表取締役社長執行役員 株式会社アイガ 取締役 (現任) 2023年 8 月 当社 取締役 事業統括本部 関西ブロック長 (現任) 2024年 2 月 シー・アイ・システム株式会社 取締役 2025年 5 月 株式会社 H T C 取締役 (現任) 2025年 8 月 K E E L 株式会社 取締役 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 玉本真也氏は、当社グループの事業会社の執行役員や取締役を歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者としたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 再任	かざま てつや 風間 哲也 (1958年3月22日生) [所有する当社株式の数] 6,161株	1982年4月 協栄産業株式会社 入社 1989年7月 株式会社オージス総研 入社 2004年4月 同社 東日本営業部長 2008年4月 同社 営業本部副本部長 2012年4月 同社 執行役員 2015年4月 株式会社宇部情報システム 出向 同社 取締役常務執行役員 営業本部長 2020年4月 同社 常務執行役員 管理本部長 2021年4月 当社 入社 2023年5月 当社 執行役員 関東事業統括推進部長 2023年8月 当社 執行役員 事業統括本部 関東ブロック 部長 2023年10月 当社 取締役執行役員 事業統括本部 関東ブロック長 (現任) 2024年3月 株式会社マリオン 取締役 (現任) 2025年1月 株式会社ラーカイルム 代表取締役 2025年5月 株式会社ラーカイルム 取締役 (現任) 2025年8月 株式会社アイビーシステム 取締役 (現任) 2025年10月 株式会社オルグ 取締役 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 風間哲也氏は、ユーザー企業の情報システム子会社の営業部門の責任者や執行役員、取締役に歴 任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有し、2023年10月からは当社取締役執行役員 事業統括本部関東ブロック長として、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており ます。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したた め、取締役候補者としたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任	いわた のりこ 岩田 則子 (1959年12月10日生) 取締役在任期間 4年 [所有する当社株式の数] 一株	1982年 4 月 通商産業省中部通商産業局（現経済産業省中部経済産業局）入局 2018年 4 月 同局 産業部長 2019年 4 月 同局 資源エネルギー環境部長 2020年 8 月 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 予防早期医療創成センター 准教授 2022年10月 当社 取締役（現任） 2024年 5 月 いわた行政書士事務所 代表 行政書士（現任）
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 岩田則子氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、経済産業省要職を歴任しており、その高い知見と幅広い経験をもとに、当社の経営を監督していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、当社グループの経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田則子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と岩田則子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の社外取締役への選任が承認された場合、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。
4. 当社は、岩田則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	ほりえ かつよし 堀江 克由 (1968年12月11日生) [所有する当社株式の数] 48,000株	1989年 4 月 長谷虎紡績株式会社 入社 1991年 6 月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年 4 月 同社 中部事業部オープンシステム部 次長 2007年 8 月 株式会社エスワイネクスト 出向 同社 取締役 2015年 4 月 当社 管理本部経営企画グループ 2015年 8 月 当社 内部監査室 2017年 2 月 株式会社エスワイシステム 中部事業部営業部 2018年 8 月 当社 内部監査室 フェロー 2019年 5 月 サイバーネックス株式会社 (現 K E E L 株式会社) 監査役 (現任) 2019年10月 当社 常勤監査役 株式会社エスワイシステム 監査役 (現任) 株式会社 S Y I 監査役 (現任) 株式会社 エス・ケイ 監査役 (現任) 株式会社 グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 (現任) 株式会社 総合システムリサーチ 監査役 (現任) 株式会社 テクノフュージョン 監査役 (現任) 株式会社 オルグ 監査役 (現任) 2021年 5 月 株式会社 レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 (現任) 2021年11月 株式会社 スレッドアンドハーフ 監査役 (現任) 2022年10月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現任) 2022年11月 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 監査役 (現任) 株式会社 アイガ 監査役 (現任) 2024年 3 月 株式会社 マリオン 監査役 (現任) 2025年 5 月 株式会社 ラーカイルム 監査役 (現任) 株式会社 H T C 監査役 (現任) 2025年 8 月 株式会社 アイビーシステム 監査役 (現任) 2026年 2 月 株式会社 サンライジングコーポレーション 監査役
		(監査等委員である取締役候補者とした理由) 堀江克由氏は、当社グループの事業会社の取締役や各グループ会社の監査役として培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。 これらの経験や監督能力などを活かし、取締役会や監査等委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	もりと やすゆき 森戸 尉之 (1982年9月26日生) 取締役在任期間 4年 (うち監査等委員在任 期間 4年) [所有する当社株式の数] 一株	2009年12月 弁護士登録 2010年 1 月 入谷法律事務所 弁護士 2014年 1 月 森戸法律事務所 弁護士 2014年 8 月 当社 監査役 2015年 1 月 F S K 有限会社 (現 F S K 株式会社) 社外取締役 2016年 5 月 W K U パートナーズ株式会社 社外取締役 (現任) 2019年 2 月 弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 (現任) 2022年10月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 森戸尉之氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査等委員として適切に職務を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、法務の観点から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しております。	
3 再任	ふかい たかのぶ 深井 貴伸 (1955年10月2日生) 取締役在任期間 4年 (うち監査等委員在任 期間 4年) [所有する当社株式の数] 一株	1978年 4 月 日本インフォメーション株式会社 入社 2000年 6 月 同社 取締役中部本部長 2001年 6 月 同社 常務取締役 2003年 6 月 同社 取締役社長 2010年 6 月 同社 代表取締役社長 2012年 6 月 カタリスト株式会社 入社 2014年 8 月 当社 監査役 2022年10月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 深井貴伸氏は、情報サービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社の監査に活かし、監査等委員として適切に職務を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、企業経営の観点から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森戸尉之氏及び深井貴伸氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社と堀江克由氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を引き続き締結する予定であります。
4. 当社は、森戸尉之氏及び深井貴伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリクス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは次のとおりです。

	氏名	企業 経営	IT技術	営業・ マーケ ティン グ	M&A	財務・ 会計	法務・ ガバナ ンス	人事・ 労務	サステ ナビリ ティ
代表取締役会長兼 社長	鈴木裕紀	●	●		●				
取締役専務執行役 員	後藤大祐					●	●	●	
取締役	玉本真也	●	●	●					
取締役執行役員	風間哲也	●	●	●					
社外取締役 (独立役員)	岩田則子							●	●
監査等委員である 取締役	堀江克由	●				●	●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	森戸尉之						●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	深井貴伸	●		●					

(注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●をつけております。

以 上

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策を巡る動向や円安による継続的な物価高の影響が懸念されたものの、所得環境の改善や堅調な企業業績、設備投資、雇用に支えられ、緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、地政学的リスクの長期化に加え、コスト上昇圧力や調達金利の上昇が続いており、先行きは不透明な見通しとなっています。

当社グループが属する情報サービス産業においては、総務省の「サービス産業動態統計調査」によると2026年6月の情報サービス業の売上高合計は、前年同月比7.7%増となり51か月連続の増加となりました。

このような経済状況のなか当社グループは、新規受注の獲得や、顧客からの信頼を獲得し、リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注に努めました。

それらの結果、退職が予想を上回ったことや赤字プロジェクトによる影響で技術者の稼働が減少したことにより、売上高、営業利益ともに伸び悩みましたが、前連結会計年度及び当連結会計年度のM&Aによる新規連結子会社の増加や、社会情報インフラ顧客等からの受注が堅調だったことにより、当第4四半期（3か月間）の売上高も4,016,977千円（前年同期比6.0%増）となり、年間でも過去最高の売上高になりました。

利益面におきましては、赤字プロジェクトによる利益の減少や従業員の待遇改善等による人件費の増加、連結子会社事務所の移転関連費用等の販売費及び一般管理費の増加等があり、当第2四半期連結累計期間は営業利益が前年同期比10.0%減と伸び悩んだものの、当第3四半期及び当第4四半期（6か月間）の営業利益が前年同期比37.1%増と挽回したことにより、過去最高益となりました。また、為替差益や助成金収入の増加等により営業外収益が増加し、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高益になりました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高15,673,698千円(前期比11.5%増)、営業利益797,851千円（前期比13.1%増）、経常利益857,775千円（前期比17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益548,522千円（前期比29.5%増）となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりませんがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、搬送機、鉄鋼関連顧客等からの受注が堅調に推移したこと等により、売上高は5,844,948千円（前期比12.0%増）となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、金融、鉄道関連顧客関連顧客等からの受注は堅調に推移したこと等により、売上高は9,565,860千円（前期比11.6%増）となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、受託開発の受注が増加したこと等により、売上高は262,890千円（前期比2.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額354,756千円であり、主な内容は、当社連結子会社である株式会社エスワイシステムの名古屋事業所の移転工事費用295,047千円であります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況等

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス業については、米国の関税政策により輸出産業の投資抑制、世界的な物価高による個人消費の低迷、紛争等の地政学リスクによるサプライチェーンへの影響等のリスクがあるものの全ての産業で人手不足が継続しており、DX化の推進は一層進むと予想しております。

また、生成AIによる情報サービス業の変革により、今まで予算不足で実現しなかったプロジェクトが実現可能になり、近い将来SaaS（注）に頼らなくても多言語・多通貨の大規模なシステム開発が短納期で実現可能になると考えられております。

これらの影響により、案件数の増大や大型化が起っており、それに対応できない派遣・準委任等を行うSES（システムエンジニアリングサービス）専業の中小ソフト会社の受注ポジションが低下し苦戦しております。

このような中、当社は中期経営計画「SYS Target 2028」の達成に向けて「基幹システムの総合システムサポート」、「未経験者の採用と独自の教育システム」、「ビジネスパートナー様の積極活用」、「付加価値のあるM&A」を推進してまいります。

「基幹システムの総合システムサポート」では、米国IT大手の領域以外の大企業基幹システムの煩雑な部分まで総合サポートし、案件の増大と大型化に対応し、お客様に寄り添った技術とサービスを提供することで、業界の一次請けとして高付加価値を追求してまいります。

「未経験者の採用と独自教育システム」では、慢性的なIT人材不足に対応し、大型化する案件に対応できるPM（プロジェクト・マネージャー）やPL（プロジェクト・リーダー）を輩出し確実に定着させる、また、ダイバーシティを重視し多様な働き方を支援する方針のもと、未経験者、外国人、シニア採用をより推進し、待遇改善、女性管理職・女性経営者の積極登用に努めてまいります。

また、従業員の健康を守り安心して働ける環境の整備に努めることで、従業員満足を向上し、顧客満足の上昇にも繋げてまいります。

「ビジネスパートナー様の積極活用」では、案件の大型化、増大をビジネスパートナー様活躍増進のチャンスととらえ成長基盤と持続的な競争優位性を確保するために、ビジネスパートナー様を社員同様に大切にし、コアパートナー制度や交流会の実施により信頼関係を構築し、当社の従業員へも教育プログラムを通じて、その大切さを教育することで連携を強化し、共創を推進してまいります。

「付加価値のあるM&A」では、各社の歴史と文化を尊重し、全役職員を大切にする各社の技術とサービスを融合した総合情報サービス業の提供を方針として、積極的にM&Aを推進してまいります。

また、事業会社の統制強化にも取り組み、小規模事業会社に対する営業力強化、プロジェクト管理強化、全事業会社に対する、営業の標準化や経営力の強化に取り組むとともにAIによる業績分析も活かして、問題や課題の早期発見にも取り組んでまいります。

(注) SaaSとはSoftware as a Serviceの略で、サーバー上で動作するクラウドサービス。ユーザーは月額・年額料金を支払って、サービスを利用する。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2023年7月期)	第11期 (2024年7月期)	第12期 (2025年7月期)	第13期 (当連結会計年度) (2026年7月期)
売上高 (千円)	10,518,537	12,397,057	14,051,094	15,673,698
経常利益 (千円)	592,709	747,149	732,913	857,775
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	370,241	471,616	423,426	548,522
1株当たり当期純利益 (円)	35.60	45.11	40.29	51.93
総資産 (千円)	6,295,051	6,610,281	7,913,008	8,182,449
純資産 (千円)	2,906,858	3,363,515	3,752,379	4,242,523

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2024年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

事業	事業内容
グローバル製造業ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲットとしており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しております。
社会情報インフラ・ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やＩＴインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーション等によるサービスの提供や製品の販売をしております。

(11) 主要な事業所 (2026年7月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社 S Y I	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
K E E L 株式会社	愛知県名古屋市東区
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社スレッドアンドハーフ	東京都中央区
つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社	茨城県土浦市
株式会社アイガ	愛知県名古屋市中村区
株式会社マリオン	東京都豊島区
株式会社ラーカイルム	東京都品川区
株式会社 H T C	大阪府大阪市西区
株式会社アイビーシステム	新潟県新潟市北区
株式会社サンライジングコーポレーション (注)	愛知県名古屋市東区
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	タイ バンコク市

(注) 2026年9月1日付で、株式会社総合システムリサーチを存続会社とし、株式会社サンライジングコーポレーションを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(12) 従業員の状況 (2026年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,685名	16名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。なお、臨時従業員（嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39（一）名	7名減（一）	40.1歳	7.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年7月31日現在)

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社19社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社ＳＹＩ	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
K E E L 株式会社	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社スレッドアンドハーフ	35,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社アイガ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社マリオン	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社ラーカイルム	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社H T C	15,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社アイビーシステム	22,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社サンライジングコーポレーション（注2）	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
PT.SYS INDONESIA	300千USD	49% (100%) (注1)	グローバル製造業ソリューション
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	8,000千THB	1% (100%) (注1)	グローバル製造業ソリューション

（注）1. 「出資比率」の（ ）内数値は間接所有を含めた比率であります。

2. 2026年9月1日付で、株式会社総合システムリサーチを存続会社とし、株式会社サンライジングコーポレーションを消滅会社とする吸収合併を行っております。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（2026年7月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	850,000千円
株式会社百五銀行	205,014千円
株式会社みずほ銀行	130,007千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円
株式会社愛知銀行	26,696千円

2. 会社の株式に関する事項（2026年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,630,995株（自己株式49,284株を含む）
 (3) 当事業年度末の株主数 1,634名
 (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
鈴木 裕紀	3,937,051株	37.20%
安田 鉄也	1,446,936株	13.67%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲20号）	1,292,548株	12.21%
S Y S H Dグループ従業員持株会	869,400株	8.21%
光通信株式会社	407,700株	3.85%
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE KATO TOMOHISA	176,600株	1.66%
長崎 純一	106,000株	1.00%
石村 藤夫	89,000株	0.84%
瀬戸信用金庫	81,600株	0.77%
株式会社三井住友銀行	80,000株	0.75%
株式会社百五銀行	80,000株	0.75%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲20号）1,292,548株は、鈴木裕紀が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、同氏が指図権を留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	17,653株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ④取締役の報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木 裕紀	株式会社エスワイシステム 取締役会長 PT. SYS INDONESIA Komisaris 株式会社MTG 社外取締役
取締役専務執行役員	後藤 大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理 本部長 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 株式会社アイガ 取締役
取締役	玉本 真也	事業統括本部 関西ブロック長 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 株式会社SYI 取締役 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director 株式会社アイガ 取締役 株式会社HTC 取締役 KEEL株式会社 取締役
取締役執行役員	風間 哲也	事業統括本部 関東ブロック長 株式会社マリオン 取締役 株式会社ラーカイルム 取締役 株式会社アイビーシステム 取締役 株式会社オルグ 取締役
取締役	岩田 則子	いわた行政書士事務所 代表 行政書士

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社ＳＹＩ 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 ＫＥＥＬ株式会社 監査役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社アイガ 監査役 株式会社マリオン 監査役 株式会社ラーカイルム 監査役 株式会社ＨＴＣ 監査役 株式会社アイビーシステム 監査役 株式会社サンライジングコーポレーション 監査役
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 ＷＫＵパートナーズ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	

- (注) １．取締役岩田則子氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外取締役であります。
- ２．当社は、監査環境の整備や社内情報の収集、内部監査室からの報告受領、子会社の監査等により監査等委員会の活動の実効性確保のため、常勤の監査等委員を選定しております。
- ３．監査等委員森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ４．当社は、取締役岩田則子氏、取締役森戸尉之氏、取締役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ５．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- ・2025年8月1日付で、株式会社ネットパーク21を消滅会社とし、サイバーネックス株式会社を存続会社とする吸収合併により、後藤大祐氏は、株式会社ネットパーク21の取締役を退任し、堀江克由氏は株式会社ネットパーク21監査役を退任しております。なお、同日付でサイバーネックス株式会社はＫＥＥＬ株式会社に社名変更して、玉本真也氏が取締役に就任しております。

- ・ 2025年8月1日付で、シー・アイ・システム株式会社を消滅会社とし、株式会社エスワイシステムを存続会社とする吸収合併により、玉本真也氏は、シー・アイ・システム株式会社の取締役を退任し、堀江克由氏はシー・アイ・システム株式会社監査役を退任しております。
- ・ 2025年8月1日付で、風間哲也氏は、株式会社アイビーシステムの実業取締役就任し、堀江克由氏は株式会社アイビーシステム監査役に就任しております。
- ・ 2025年10月28日付で、風間哲也氏は、株式会社オルグの実業取締役に就任しております。
- ・ 2025年10月29日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、一柳泰行氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
- ・ 2025年12月23日付で、鈴木裕紀氏は、株式会社MTGの社外取締役に就任しております。
- ・ 2026年2月2日付で、堀江克由氏は株式会社サンライジングコーポレーションの監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）については、固定報酬のみを、取締役（監査等委員）については固定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

なお、当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 固定報酬

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じて算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績による評価は行っておりません。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は17,138百万円、実績は15,673百万円であり、通期営業利益目標は1,077百万円、実績は797百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

ハ. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき、固定報酬に役位に応じた一定の割合を掛けて算出した額としております。

二. 退職慰労金

退職慰労金は、監査等委員である取締役（社外役員を除く）を対象としており、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

②取締役及び監査等委員である取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2022年10月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円（うち社外取締役年額30,000千円）以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

2022年10月27日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を年額20,000千円以内かつ年24,000株以内（2024年8月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、年48,000株以内）で支給することを決議しております。

当該株主総会終結時点での対象取締役（社外取締役を除く）の員数は2名となります。

③取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）から構成されており、このうち、個人別の固定報酬額については、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼社長鈴木裕紀が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当が業務、能力、成果などにより評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた代表取締役は、内規に基づき社外取締役及び常勤監査等委員の意見を聞いた上で個人別の役員報酬を決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	81,909 (2,300)	71,300 (2,300)	— (—)	10,609 (—)	— (—)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,500 (5,700)	13,500 (5,700)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	95,409 (8,000)	84,800 (8,000)	— (—)	10,609 (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
2. 一柳泰行氏及び玉本真也氏は連結子会社が報酬等を支給しており、当社が報酬等を支給していないため、対象となる役員の員数から除いて記載しております。
3. 非金銭報酬等は、全て譲渡制限付株式報酬であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役岩田則子氏は、いわた行政書士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びWKUパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	岩田 則子	当事業年度に開催された取締役会全12回のうち全てに出席し、経済産業省の要職を歴任して培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して、適宜必要な発言・助言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全12回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全12回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,100千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く。）は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	6,195,202	流 動 負 債	2,671,378
現金及び預金	4,001,100	買掛金	324,874
売掛金	1,576,575	賞与引当金	97,716
契約資産	129,918	受注損失引当金	8,177
電子記録債権	2,911	未払金	858,108
有価証券	280,089	未払法人税等	186,739
仕掛品	57,348	未払消費税等	251,509
その他の他	152,838	短期借入金	300,000
貸倒引当金	△5,580	1年内返済予定の長期借入金	434,544
固 定 資 産	1,987,247	その他の他	209,707
有形固定資産	693,267	固 定 負 債	1,268,546
建物	482,424	長期借入金	811,138
土地	41,791	役員退職慰労引当金	3,859
その他の他	169,051	退職給付に係る負債	174,879
無形固定資産	699,648	繰延税金負債	42,337
のれん	563,236	その他の他	236,332
その他の他	136,412	負 債 合 計	3,939,925
投資その他の資産	594,330	(純資産の部)	
投資有価証券	134,581	株 主 資 本	4,259,102
繰延税金資産	80,273	資本金	432,435
その他の他	388,971	資本剰余金	385,352
貸倒引当金	△9,495	利益剰余金	3,457,192
		自己株式	△15,877
		その他の包括利益累計額	△16,578
		その他有価証券評価差額金	△19,796
		為替換算調整勘定	3,218
		純 資 産 合 計	4,242,523
資 産 合 計	8,182,449	負債・純資産合計	8,182,449

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,673,698
売上原価		12,216,432
売上総利益		3,457,266
販売費及び一般管理費		2,659,414
営業利益		797,851
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,798	
為替差益	23,390	
助成金収入	10,704	
その他の	26,457	82,351
営業外費用		
支払利息	18,716	
その他の	3,711	22,427
経常利益		857,775
特別利益		
投資有価証券売却益	49,908	49,908
特別損失		
固定資産除却損	579	
過年度付加価値税等	12,495	13,074
税金等調整前当期純利益		894,609
法人税、住民税及び事業税	344,571	
法人税等調整額	1,514	346,086
当期純利益		548,522
親会社株主に帰属する当期純利益		548,522

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,272,942	流 動 負 債	799,735
現 金 及 び 預 金	633,944	短 期 借 入 金	300,000
売 掛 金	87,930	1年内返済予定の長期借入金	390,984
有 価 証 券	280,089	未 払 金	65,140
関係会社短期貸付金	139,297	未 払 法 人 税 等	24,615
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	67,670	賞 与 引 当 金	1,549
そ の 他	64,011	そ の 他	17,446
固 定 資 産	3,400,203	固 定 負 債	772,983
有 形 固 定 資 産	10,481	長 期 借 入 金	720,733
建 物	2,273	役員退職慰労引当金	3,859
そ の 他	8,208	繰 延 税 金 負 債	6,944
無 形 固 定 資 産	68,344	そ の 他	41,446
ソ フ ト ウ ェ ア	51,192	負 債 合 計	1,572,719
そ の 他	17,152	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,321,376	株 主 資 本	3,100,426
投 資 有 価 証 券	114,271	資 本 金	432,435
関 係 会 社 株 式	3,028,193	資 本 剰 余 金	1,073,986
関係会社長期貸付金	156,670	資 本 準 備 金	382,435
そ の 他	22,241	そ の 他 資 本 剰 余 金	691,551
		利 益 剰 余 金	1,609,882
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,609,882
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,609,882
		自 己 株 式	△15,877
		純 資 産 合 計	3,100,426
資 産 合 計	4,673,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,673,145

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
経 営 管 理 料 等	783,439	
受 取 配 当 金	175,974	959,413
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	715,947	715,947
営 業 利 益		243,466
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,773	
為 替 差 益	26,311	
そ の 他	1,544	45,629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,160	18,160
経 常 利 益		270,935
税 引 前 当 期 純 利 益		270,935
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,666	
法 人 税 等 調 整 額	5,868	39,535
当 期 純 利 益		231,399

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社 S Y S ホールディングス
取締役 会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	小 出 修 平
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	越 智 智 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S Y S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社 S Y S ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小出 修平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 越智 智子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2025年8月1日から2026年7月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月28日

株式会社 S Y S ホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 堀 江 克 由 ㊞

監査等委員 森 戸 尉 之 ㊞

監査等委員 深 井 貴 伸 ㊞

(注) 監査等委員森戸尉之及び深井貴伸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会 場 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール

